

会 議 録 ( 要 旨 )

会 議 の 名 称	平成29年度 第1回東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例見守り・検証会議				
開 催 日 時	平成29年6月22日 (木) 午後6時～7時30分				
開 催 場 所	東村山市役所いきいきプラザ3階 マルチメディアホール				
出 席 者 及 び 欠 席 者	<p>●出席者：</p> <p>(委 員) 西村委員 (会長)、紺野委員 (職務代理)、十時委員、鳥本委員、平野委員、山崎委員</p> <p>( 市 ) 渡部市長、荒井副市長</p> <p>(所 管) 倉持市民協働課長、菊地市民協働課主査</p> <p>(事務局) 小林経営政策部長、武岡経営政策部次長、笠原企画政策課長、足立企画政策課主査、新床企画政策課主任</p> <p>●欠席者：高橋委員</p>				
傍 聴 の 可 否	可	傍聴不可の場合はその理由		傍聴者数	0名
会 議 次 第	<p>1 資料確認・事務局紹介</p> <p>2 開会</p> <p>3 諮問・市長挨拶</p> <p>4 会長挨拶</p> <p>5 所管説明</p> <p>(1) 東村山市における協働について</p> <p>6 議事</p> <p>(1) 会議の進め方</p> <p>(2) 検証対象の選定</p> <p>7 その他</p> <p>○次回開催日程</p> <p>8 閉会</p>				
問 い 合 わ せ 先	<p>東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例見守り・検証会議事務局</p> <p>(東村山市経営政策部企画政策課)</p> <p>住所：〒189-8501 東村山市本町 1-2-3 電話：042-393-5111 (内線 2213)</p>				
会 議 経 過					
<p><b>1 資料確認・事務局紹介</b> ○資料の確認と事務局の紹介。</p> <p><b>2 開会</b></p> <p><b>3 諮問・市長挨拶</b></p> <p>【諮問事項】</p> <p>平成28年度に東村山市が実施した協働事業が「東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例」第3条に定める協働の原則に則って行われたかについて</p> <p>【市長】</p> <p>平成29年度第1回目となる「みんなで進めるまちづくり見守り・検証会議」にお忙しい中、ご出席いただき感謝申し上げます。</p>					

昨年度は市民参加の取組みについて、検証していただき、いろいろとご意見をいただいたところである。それらを踏まえて市では市民参加に基本方針を定め、本年4月1日より実施させていただいている。

今回でこの見守り検証会議3年目を迎えて、まちづくりの基本原則としてうたわれている情報共有を1年目、昨年については市民参加を検証いただき、今回協働について検証していただく。市役所の中では市民協働については市民部市民協働課が所管をして、すでに平成23年に内部的な職員用のマニュアル等を定めている。今年もこれまでのようにいくつか事業をピックアップしていただきながら、個々具体に応じて検証していただきたいと思っており、担当している市民部市民協働課長と担当係長が同席させていただく。

市民協働については注目をされているところであり、市民と一緒にいろいろな作業をし、実際に公共的な課題解決に向けて取り組むということはいろいろな面でやられてきたわけですが、市役所全体的としての考え方の統一というものがなかったため、庁内的にはマニュアルを作ったり、振り返りをして市民団体の皆さんからもいろいろご意見をいただく形で進めているところである。審議会でのご意見を踏まえながら、より東村山市における協働を豊かなものにできればと思っているので、引き続き今年度もご指導のほどお願い申し上げます。

#### **4. 会長挨拶**

##### **【会長】**

今年がもう3周目ということで、情報共有と市民参加ときて、ついに協働までたどりつけたという印象。あまり前例のない取り組みだということは前々から申し上げているとおりであるが、前例のない取り組みの中で、着実に成果を上げてきていると私は考えており、それはひとえに委員の皆さまの非常に活発なご議論のおかげであると思う。私もいろいろな審議会でも委員としてあるいは会長として参加させていただいているが、ここまできちんと委員の皆さまのお考えに基づいた意見が反映される会議というのは比較的珍しいのではないかと考えている。ぜひ今年度もよろしくごお願い申し上げます。

協働については、私も行政学者であるため前捌きさせていただくと、現実の取組みの方が先に進んでおり、何か方程式のようなものがあって、これに則ってやれば一番正しい協働だ、というのはなかなか一概には決められない。ただ、事前勉強という形で東村山市の協働に関する取組を拝見させていただいたところ、まずは市としての原則を定めて、それに則ってやっという取り組みをしているのは、素晴らしいと思っている。市が立てた原則に則ってきちんと行われているかどうかというところについて、ご自由にご議論いただく形で進められたい。よろしくごお願い申し上げます。

#### **5. 所管説明**

##### **(1) 東村山市における協働について**

##### **【市民協働課】**

市民協働課より、東村山市の協働について説明を行う（配付資料1～3）。

##### **【委員】**

ふりかえりシートの「協働形態」のところにチェックするところがあるが、どういう基準でこれにチェックを入れるのか。

##### **【市民協働課】**

配付資料1のP5協働の形態のAからEについて、その形態が対象事業がどこにあたるのかをチェックしていただく。

まず「委託」とは、たとえば東村山市の事業の中で、民間企業にこの事業を任せるとなったときに、その業務の形態が下請けになっているのが委託。

「補助・助成」とは、補助金助成制度で、これは事業を市民活動団体の方が希望したときに、市としては補助金を交付することによって、その事業を行っていただく形態。

そして「共催」とは、市と市民活動団体が同じ立場で執行していく。たとえば菖蒲まつりなど、実行委員会形式ではあったが、対等な立場で進めていく協働事業ということであれば、共催事業ということでもふりかえりシートの作成に入ることとなっている。

次の「後援」については、東村山からお金を出したり、何かお手伝いをするということはほぼなく、ほとんどが市民活動団体主体で進めているもので、東村山市の名義をつけてバックアップするという形態の協働事業。

「協力・連携」は、ひとつの事業について、お互いに情報交換をすることによって、誤解のないように事業を進めていくことを主体とした事業である。

「指定管理」とは、公の施設の管理・運営そのものを全て指定管理者に指定された事業者・団体に任せて、その事業の推進を行ってもらうもの。

#### 【会長】

もともと公の施設の場合はかなり公的色彩の強い組織しか昔は委託させられなかった。今は株式会社とか市民団体の方など、純然たる民間の方にも公の施設の管理をお願いできるように法律が変わっている。非常に重要なご指摘であったと思う。

#### 【市長】

協働の形態については非常に多様な形態がある。当市の場合はかなり幅広く、「これも協働とある程度言えるんじゃないか」ということで、委託だとか指定管理も協働的なものについては入れている。しかし自治体によっては委託とか指定管理は協働に入れないところも当然あり、非常に難しい。ただ、指定管理であっても、たとえば当市の場合は、ふれあいセンターは市民協議会の方々に指定管理をお願いしており、こちらもお金を出しているだけでなく一定の考え方を示しながら、市民協議会のかたに地域コミュニティづくりを進めていただいている。そのようなことから、市民協働事業だと考えており、平成28年度からは市民協議会の皆さんも、一応協働ということでご認識をいただいている。

#### 【会長】

公民連携という意味で考えれば指定管理も協働の中には連携の中に入ってくるので、決して無理な解釈ではないと思う。説明されたように、民間団体が主導して行政がサブでやるのか、または官と民がまさに対等なかたちですすめていくのか、あるいは本来行政がやる仕事だがそこに市民の方にお手伝いいただくのか、という形で非常にきれいに整理されている。

事業の性質に基づいてきちんと協働でやられているかというのを見るべきで、皆さんの目からご覧になって、市役所と市民の方々、民間の団体がきちんと連携する形でまわっているのかどうかというのをご覧いただければいいと思う。

#### 【委員】

ふれあいセンターは、配付資料1のP5の、どの領域にはいるのか。

#### 【市民協働課】

Bの市民主導であると考えている。

## 6. 議事

### (1) 会議の進め方

#### 【事務局】

事務局より、本年度の諮問事項、会議回数（全4回予定）、会議の進め方について説明を行う（配付資料4）。

#### 【会長】

去年の進め方で特段何か問題があったとは考えていないので、同様の進め方ですすめさせていただくということによろしいか。

#### 【全委員】 了承。

### (2) 検証対象の選定

#### 【事務局】

事務局より 38 の協働事業について、説明する（配付資料5）。

#### 【会長】

資料をご覧いただいて、3つから4つぐらい見ていくのがいいのかなと思う。順番に一人ずつ意見を出していく形によろしいか。

#### 【委員】

3番の「市民活動よろず交流会」。それと、外国人関係の事業から1つ。それから子育て関係から1つ。最後に高齢者関係の事業から一つを推薦したい。

#### 【委員】

参加者が少ないのが気になっているので、32番の「市民文化のつどい」。

#### 【委員】

強いて言うなら、市の評価と市民団体の評価が異なる25番の「熊野公園管理業務に関する協定および運営への相互援助」。

#### 【委員】

いくつか選ぶとすると、施設の指定管理、単発のイベント、長期の継続事業、というように違う視点で2つ3つ選んでいただくとおもしろいかなと思った。

#### 【会長】

確かに非常に貴重なご指摘で、施設運営なのかイベントの共催なのか、あるいは継続的な事業を選ぶか、その観点も重要だなと思う。

#### 【委員】

20番の「生ごみ堆肥化事業」。

#### 【会長】

ここまでのご意見を整理すると、まず観点別で、外国人、子育て、高齢者という観点が重要なのではないかというご意見と、事業の性質別で、施設管理、イベント、継続的な事業という形で変化を持たせた方がいいのではないかというご意見だった。

具体的な事業については、3番、32番、25番、20番が推薦されている。

**【委員】**

さきほどのBからDの協働の形態でいくと、Bの市民の部分が多いと思われるが、事務局の方で市民の部分まで資料をある程度準備することができるのか。

**【事務局】**

今回検証いただくにあたっては、市の取組みがどうであったか、という観点で検証いただくため、資料についても、実施した協働事業に関して市がどういう形で進めたのかというところに絞ってご提供させていただく予定である。

**【会長】**

確かに民間の団体は民間の団体の意思で進めるべきという考え方からすると、あまり市の審議会が民間の団体に意見を出すのはどうかとも思う。それよりは、市の活動、サポートのあり方が適切だったかという風に見ていただければいいのかなと考えている。

**【委員】**

私は20番を取り下げて、21番の「美住リサイクルショップ運営事業」にしたい。

**【委員】**

私の方も、3番を取り下げて9番「自治会タウンウォッチング」に変えていただいても構わない。

**【会長】**

たしかに自治会の要素は大変重要かなと思うので、委員がよろしいということであれば、自治会タウンウォッチングの方に移動するというのも一案かと思うがいかがか。

そうすると、9番、21番、25番、32番、この4つで進めていきたい。どの順番でどう見ていくかは、事務局の方で資料の準備にかかる時間がそれぞれ変わってくると思うので、そちらの方でご一任いただいて、次回につなげていきたい。

**【全委員】**

了承。

## **7. その他**

**【事務局】**

次回の見守り検証会議は、平成29年8月4日同じ時間から開催予定である。事務局で資料を作成し、委員の皆様事前に送付する。

**【会長】** 本日は、以上で散会とさせていただきます。

## **8. 閉会**